

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 5 号

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則（昭和 4 7 年四日市市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売開始時刻)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条第 2 項による販売開始時刻は、<u>午後 2 時からとする。</u></p>	<p>(販売開始時刻)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条第 2 項による販売開始時刻は午後 2 時からとする。</p>
<p>(開場時間外の売買取引)</p> <p>第 5 条 <u>開場時間外</u>においては、<u>売買取引を行うことができない。ただし、特別な事由により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(開場時間外の売買取引)</p> <p>第 5 条 <u>開場時間外</u>において<u>売買取引を行うことができない。ただし、特別な事由によって市長の許可を受けた場合はこの限りでない。</u></p>
<p><u>(卸売業務の許可)</u></p> <p>第 6 条 <u>条例第 6 条の 2 の規定により卸売業務の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款</u></p> <p><u>(2) 登記事項証明書</u></p> <p><u>(3) 役員名簿</u></p> <p><u>(4) 直近の事業年度の計算書類</u></p>	

(卸売業務の変更等の届出)

第6条の2 条例第6条の4第1項第1号の規定による届出は、卸売業務休止(再開)届出書(第2号様式)により市長に提出しなければならない。

2 条例第6条の4第1項第2号の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書(第2号様式の2)により市長に提出しなければならない。

(保証金等)

第7条 条例第7条第1項の規定により保証金等を市長に預託する際、誓約書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項に規定する卸売業者が預託すべき保証金の額は、30万円とする。

3 条例第8条第2項の規定により保証金に充てることができる有価証券は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債証券及び地方債証券
- (2) 日本銀行が発行する出資証券
- (3) 特別の法律により法人が発行する証券
- (4) 本市指定金融機関の定期預金証書。ただし、本市に質権の設定されたものに限る。
- (5) 本市指定金融機関が発行する株券。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第147条に規定する株式の質入れの対抗要件を備えたも

(保証金等)

第6条 条例第7条第1項の規定により保証金等を市長に預託する際、誓約書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

のに限る。

4 前項の有価証券等の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以内とする。

(1) 第1号及び第4号の有価証券 額面に相当する額

(2) 第2号及び第3号の有価証券 額面金額（売出価格が額面金額以下であるときは売出価格）の100分の90に相当する額

(3) 第5号の有価証券 時価の100分の80に相当する額

5 前項の有価証券等は、市長が必要と認めた場合を除き、これを差し替えることができない。

第7条 条例第8条第1項に規定する卸売業者が預託すべき保証金の額は30万円とする。

2 条例第8条第2項の規定により保証金に充てることができる有価証券は次に掲げるとおりとする。

(1) 国債証券及び地方債証券

(2) 日本銀行が発行する出資証券

(3) 特別の法律により法人が発行する証券

(4) 本市指定金融機関の定期預金証書。ただし、本市に質権の設定されたもの

(5) 本市指定金融機関が発行する株券。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第147条に規定する

株式の質入れの対抗要件を備えたものに限る。

3 前項の有価証券等の価格は、次に掲げる額以内とする。

(1) 第1号及び第4号の有価証券は額面に相当する額

(2) 第2号及び第3号の有価証券は額面金額（売出価格が額面金額以下であるときは売出価格）の100分の90に相当する額

(3) 第5号の有価証券は、時価の100分の80に相当する額

4 前項の有価証券等は、市長が必要と認めた場合を除き、これを差し替えることができない。

（保証金の追加預託期限）

第8条 条例第9条第1項の規定による市長の指定する期間は1箇月以内とする。

（せり人の届出）

第9条 条例第12条第2項に規定する届出は、せり人届出書（第2号様式）、せり人の履歴書及び三重県卸売市場条例（平成12年三重県条例第20号。以下「県条例」という。）第39条第1項に規定する資格を有することを誓約する書面を提出することにより行わなければならない。

2 条例第12条第5項の規定による届出は、せり人取消届出書（第3号様式

（保証金の追加預託期限）

第8条 条例第9条第1項の規定による市長の指定する期間は、1箇月以内とする。

（せり人の届出）

第9条 条例第12条第2項に規定する届出は、せり人届出書（第4号様式）、せり人の履歴書及び三重県卸売市場条例施行規則（令和元年三重県規則第34号。以下「県規則」という。）第8条第1項に規定する資格を有することを誓約する書面を提出することにより行わなければならない。

2 条例第12条第4項の規定による届出は、せり人取消届出書（第4号様式

の2)により行わなければならない。

第10条 削除

第11条 条例第12条第3項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合、市長はせり行為の中止を命ずることができる。

(1) せり人がせり売に関して委託者若しくは買受人と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(2)及び(3) (略)

(4) その他市長がせり人として不適当な行為があったと認めるとき。

(買受人の承認申請)

第14条 条例第13条第1項の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、同条第2項の買受人承認申請書に身元保証人2人の保証書、誓約書（第5号様式）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる

式)により行わなければならない。

(せり人の記章)

第10条 条例第12条第3項に規定する記章は、第4号様式によるものとする。

第11条 条例第12条第4項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合、市長はせり行為の中止を命ずることができる。

(1) せり人がせり売に関して委託者又は買受人と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(2)及び(3) (略)

(4) その他市長においてせり人として不適当な行為があったと認めるとき。

(買受人の承認申請)

第14条 条例第13条第1項の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同条第2項の買受人承認申請書に身元保証人2人の保証書、誓約書（第5号様式）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる

書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(承認証の交付)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定により買受人の承認をしたときは、買受人承認証（第6号様式）を交付するものとする。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により承認しない旨を決定したときは、速やかに買受人不承認通知書（第6号様式の2）をもって申請者に通知するものとする。

3 買受人承認証を滅失し、又は汚損した者及び記載した事項に変更のあった者は、その旨市長に届け出て、その再交付又は買受人承認証（変更）（第6号様式の3）の交付を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条の2 条例第15条第1項第1号による業務廃止の届出は、買受人業務廃止届出書（第6号様式の4）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項第2号による名称変更等の届出をする者は、買受人名称変更等届出書（第6号様式の5）に市長が別に定める書類を添えて市長に

書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(承認証及び買受人章の交付)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定により買受人の承認をしたときは、買受人承認証（第6号様式）及び買受人章（第6号様式の2）を交付するものとする。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により承認しない旨を決定したときは、速やかに買受人不承認通知書（第6号様式の3）をもって申請者に通知するものとする。

3 買受人承認証又は買受人章を滅失又は汚損した者及び記載した事項に変更のあった者は、その旨市長に届け出て、その再交付又は買受人承認証（変更）（第6号様式の4）の交付を受けなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条の2 条例第15条第1項第1号による業務廃止の届出は、買受人業務廃止届出書（第6号様式の5）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項第2号による名称変更等の届出をする者は、買受人名称変更等届出書（第6号様式の6）に市長が別に定める書類を添えて市長に

提出しなければならない。

(商号)

第17条 申請者が商号を使用するときは、買受人承認申請書に付記しなければならない。

2 (略)

(承認の申請等)

第18条 条例第19条第1項の規定により関連事業者の承認を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が個人であるときは、第14条第1項第1号の規定を、法人であるときは、同項第2号の規定を準用する。

2 (略)

3 市長は、条例第19条第1項の承認をしたときは、関連事業者業務承認証(第8号様式)を交付するものとする。

(関連事業者の種類及び員数)

第19条 (略)

2 市長は、必要があると認めたときは、前項以外の関連事業者を置くことができる。

(保証金)

第21条 条例第22条第3項の規定により関連事業者が預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる業者の区分に

提出しなければならない。

(商号)

第17条 買受人承認申請者が商号を使用するときは、買受人承認申請書に付記しなければならない。

2 (略)

(承認の申請等)

第18条 関連事業者承認申請者が個人であるときは、第14条第1項第1号の規定を、法人であるときは、同項第2号の規定を準用する。

2 (略)

3 市長は関連事業の承認をしたときは、関連事業者業務承認証(第8号様式)を交付するものとする。

(関連事業者の種類及び員数)

第19条 (略)

2 市長は必要があると認めたときは、前項以外の関連事業者を置くことができる。

(保証金)

第21条 条例第22条第3項に規定する関連事業者が預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 金融業者__月額使用料の5倍に相当する額
- (2) 運送業者__月額使用料の5倍に相当する額
- (3) 飲食業者__月額使用料の3倍に相当する額
- (4) 物品販売業者__月額使用料の3倍に相当する額

2 (略)

(格付機関の格付)

第22条 卸売業者は、__牛及び豚の枝肉については、公益社団法人日本食肉格付協会の格付を受けたものでなければ卸売をしてはならない。

(上場の順位)

第23条 卸売物品の上場順位は、__市場に到着した順位による。

2 受託枝肉は、__買付枝肉に優先して上場するものとする。

3及び4 (略)

5 卸売業者は、__解体直後の枝肉と冷蔵された枝肉と区別して上場しなければならない。

(条件付委託物品の販売)

第26条 卸売業者は、委託枝肉に指値(当該委託者の希望価格から消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。))に相当する金額を差し

(1) 金融業者は月額使用料の5倍に相当する額とする。

(2) 運送業者は月額使用料の5倍に相当する額とする。

(3) 飲食業者は月額使用料の3倍に相当する額とする。

(4) 物品販売業者は月額使用料の3倍に相当する額とする。

2 (略)

(格付機関の格付)

第22条 卸売業者は牛及び豚の枝肉については、社団法人日本食肉格付協会の格付を受けたものでなければ卸売をしてはならない。

(上場の順位)

第23条 卸売物品の上場順位は市場に到着した順位による。

2 受託枝肉は買付枝肉に優先して上場するものとする。

3及び4 (略)

5 卸売業者は解体直後の枝肉と冷蔵された枝肉と区別して上場しなければならない。

(条件付委託物品の販売)

第26条 卸売業者は、委託枝肉に指値(当該委託者の希望価格の108分の100に相当する金額をいう。以下この条において同じ。)その他の条件が

引いた金額をいう。以下この条において同じ。) その他の条件があるときは、販売前にあらかじめその旨を買受人に告知しなければならない。

2 及び 3 (略)

(入札売)

第 27 条 条例第 28 条第 1 項に規定する入札用紙は、第 9 号様式によるものとする。

(買受人の明示)

第 28 条 卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明確になるよう表示しなければならない。

(入札の無効)

第 29 条 卸売業者は、第 28 条第 4 項の規定による無効な入札があったときは、開札の際その理由を明示し入札が無効である旨呼び上げなければならない。

(卸売業者の買い付け等)

第 31 条 卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として販売することの委託を受けることができる。

2 卸売業者は、枝肉として販売するため家畜を買い付けてはならない。ただし、他の方法によって枝肉の供給を受けることが不可能な場合において、市長の承認を得たときは、この限りでな

あるときは、販売前にあらかじめその旨を買受人に告知しなければならない。

2 及び 3 (略)

(入札売)

第 27 条 条例第 28 条第 1 項に規定する入札用紙は第 9 号様式によるものとする。

(買受人の明示)

第 28 条 卸売業者は卸売した物品の買受人が、明確になるよう表示しなければならない。

(入札の無効)

第 29 条 卸売業者は条例第 28 条第 4 項の規定による無効な入札があったときは、開札の際その理由を明示し入札が無効である旨呼び上げなければならない。

(卸売業者の買い付け等)

第 31 条 卸売業者は家畜を解体し、枝肉として販売することの委託を受けることができる。

2 卸売業者は、枝肉として販売するため家畜を買い付けてはならない。ただし、他の方法によって枝肉の供給を受けることが不可能な場合において市長の承認を得たときはこの限りでない。

い。

3 前項ただし書の規定により卸売業者が買い付けようとする場合の承認願書は、第 1 1 号様式による。

(委託者不明の枝肉等)

第 3 3 条 委託者不明の枝肉又は家畜があるときは、卸売業者は直ちにその数量その他必要な事項を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(受託契約約款)

第 3 5 条 条例第 3 2 条の受託契約約款に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、解体料、原皮及び内臓その他副産物の販売方法並びに販売予定価格(販売予定に係る価格に消費税額等に相当する金額を上乗せした価格をいう。)に関する事項

(10)から(12)まで (略)

(受託物品の検査)

第 3 6 条 条例第 3 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を受けようとするときは、受託物品検査申請書(第 1 5 号様式)を提出しなければならない。

2 から 4 まで (略)

(検査員の指定)

3 前項ただし書の規定により卸売業者が買い付けようとする場合の承認願書は第 1 1 号様式による。

(委託者不明の枝肉等)

第 3 3 条 委託者不明の枝肉又は家畜があるときは卸売業者は直ちにその数量その他必要な事項を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(受託契約約款)

第 3 5 条 条例第 3 2 条の受託契約約款に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、解体料、原皮及び内臓その他副産物の販売方法並びに販売予定価格(販売予定に係る価格にその 1 0 0 分の 8に相当する金額を上乗せした価格をいう。)に関する事項

(10)から(12)まで (略)

(受託物品の検査)

第 3 6 条 条例第 3 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を受けようとするときは受託物品検査申請書(第 1 5 号様式)を提出しなければならない。

2 から 4 まで (略)

(検査員の指定)

第37条 条例第33条第1項又は第2項の規定により市長の指定する検査員は、四日市市食肉地方卸売市場の長（以下「場長」という。）をもってこれに充てる。

（保管の費用及び差損金の支払）

第39条 買受物品の引取りを怠った買受人は、条例第35条第2項の規定による保管の費用については、買受人がその物品を引き取ったとき、同条第3項の規定による差損金については、卸売業者がその再販売をした当日これを支払わなければならない。

（卸売予定数量等の報告）

第40条 条例第38条第1項の規定による卸売予定数量等の報告は、第17号様式により販売開始時刻までに提出しなければならない。

2 条例第38条第2項の規定による報告は、第18号様式により販売終了後速やかに提出しなければならない。

3 条例第38条第3項の規定による報告は、第19号様式により提出しなければならない。

第41条 削除

第37条 条例第33条第1項又は第2項の規定により市長の指定する検査員は四日市市食肉地方卸売市場の長（以下「場長」という。）をもってこれに充てる。

（保管の費用及び差損金の支払）

第39条 買受物品の引取りを怠った買受人は条例第35条第2項の規定による保管の費用については買受人がその物品を引き取ったとき、同条第3項の規定による差損金については、卸売業者がその再販売をした当日これを支払わなければならない。

（卸売予定数量等の報告）

第40条 条例第38条第1項の規定による卸売予定数量等の報告は第17号様式により販売開始時刻までに提出しなければならない。

2 条例第38条第2項の規定による報告は第18号様式により販売終了後速やかに提出しなければならない。

3 条例第38条第3項の規定による報告は第19号様式により提出しなければならない。

（販売数量等の公表）

第41条 条例第39条第2項の規定による当日卸売された枝肉の数量及び価格（せり売、入札又は相対による取引に係る価格にその100分の8に相当

(荷受通知書)

第42条 卸売業者は、受託枝肉を受領したときは、委託者に対して直ちにその枝肉の種類、数量、品質及び受領日時を第20号様式により通知しなければならない。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、この限りでない。

(売買が成立したときの処理)

第43条 卸売業者は、売買が成立したときは、直ちに売渡票(第21号様式)を4通作成し、その1通は卸売業者がこれを保管し、他の3通は市長、買受人及び委託者にそれぞれ提出し、又は交付しなければならない。

2 条例第40条の規定による売買仕切書は、卸売業者が3通作成し、その1通は卸売業者がこれを保管し、他の2通は市長及び委託者に提出し、又は交付しなければならない。

(支払猶予の特約)

第45条 卸売業者は、条例第43条第2項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を付して市長に届け出なければならない。

(1)から(3)まで (略)

する金額を上乗せした価格をいう。)
の公表は市場日報又は市場の掲示板に登載して行うものとする。

(荷受通知書)

第42条 卸売業者は受託枝肉を受領したときは、委託者に対して直ちにその枝肉の種類、数量、品質及び受領日時を第20号様式により通知しなければならない。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合はこの限りでない。

(売買が成立したときの処理)

第43条 卸売業者は売買が成立したときは、直ちに売渡票(第21号様式)を4通作成しその1通は卸売業者がこれを保管し他の3通は市長、買受人及び委託者にそれぞれ提出又は交付しなければならない。

2 条例第40条の規定による売買仕切書は、卸売業者が3通作成し、その1通は卸売業者がこれを保管し他の2通は市長及び委託者に提出又は交付しなければならない。

(支払猶予の特約)

第45条 卸売業者は、条例第43条第2項の規定による届出をしようとするときは次の事項を付して市長に届け出なければならない。

(1)から(3)まで (略)

(決済の方法の公表)

第45条の2 市長は、条例第40条及び条例第43条に定める決済の方法について、市場内に掲示する等適切な方法により公表するものとする。

(卸売代金の変更)

第46条 条例第44条の規定による卸売代金（消費税額等を含む。）の変更は、卸売をした物品の数量、重量及び品質等に誤差又は異常がある場合にのみこれを行うものとする。

(施設模様替え等)

第49条 使用者は、条例第51条第2号の承認を受けようとするときは、設計書及び費用、見積書その他市長が必要と認めた書類を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

2 (略)

(施設の返還)

第51条 使用者は、廃業、業務許可又は承認の取消しその他の事由によって市場の使用権を失ったときは、その日から3日以内にその使用に係る施設を返還しなければならない。ただし、特別な事由がある場合においては、市長は別段の期日を指定することができる。

(卸売代金の変更)

第46条 条例第44条の規定による卸売代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）の変更は、卸売した物品の数量、重量及び品質等に誤差又は異常がある場合にのみこれを行うものとする。

(施設模様替え等)

第49条 使用者は条例第51条第2号の承認を受けようとするときは、設計書及び費用、見積書その他市長が必要と認めた書類を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

2 (略)

(施設の返還)

第51条 使用者は廃業、業務許可又は承認の取消しその他の事由によって市場の使用権を失ったときは、その日から3日以内にその使用に係る施設を返還しなければならない。ただし、特別な事由がある場合においては、市長は別段の期日を指定することができる。

2 (略)

第53条 使用料は、使用期間中でもこれを変更することができる。

第54条 使用期間を定めて許可又は承認をした場合において、使用料は、使用の有無にかかわらずその期間に対する金額を徴収する。期間の途中で廃止したときもまた同様とする。ただし、市長は特別の事由があると認めたときは、使用廃止後の料金に限り全部又は一部を免除することができる。

第55条 第51条の規定により市場施設の返還を要する者が所定の期日までにこれを返還しないときは、その返還を完了するまでの使用料相当額を納付しなければならない。

2 条例第55条第2項ただし書の規定により使用料を減免することのできる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 地震、火災等の災害により使用施設の全部又は一部を使用できないとき。

(4) (略)

(使用料の納付期日)

第57条 使用料は、その月分を翌月15日までに納付しなければならない。

2 (略)

第53条 使用料は使用期間中でもこれを変更することができる。

第54条 使用期間を定めて許可又は承認をした場合において、使用料は使用の有無にかかわらずその期間に対する金額を徴収する。期間の途中で廃止したときもまた同様とする。ただし、市長は特別の事由があると認めたときは使用廃止後の料金に限り全部又は一部を免除することができる。

第55条 第51条の規定により市場施設の返還を要する者が所定の期日までにこれを返還しないときは、その返還を完了するまでの使用料相当額を納付しなければならない。

2 条例第55条第2項ただし書の規定により使用料を減免することのできる場合は次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 地震、火災等の災害により使用施設の全部又は一部を使用できないとき。

(4) (略)

(使用料の納付期日)

第57条 使用料はその月分を翌月15日までに納付しなければならない。

(電話等の費用)

第58条 次の建物又は設備の電話、電灯、電力、水道等の費用は、その使用者の負担とする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

(冷蔵庫の保管物品)

第59条 冷蔵庫で保管する物品（以下「保管物品」という。）は、市場の取扱物品とする。ただし、市長が認めたものは、この限りでない。

(保管物品の処分)

第67条 (略)

2 前項の処分に要した費用は、これを冷蔵庫の使用者の負担とする。

3 第1項の処分で得た金額があるとき、前項の費用は、その金額からこれを控除する。

(賠償の責任)

第68条 前2条の命令又は処分により冷蔵庫の使用者が損害を受けた場合において、市長はその賠償の責めを負わない。

2 (略)

(保管の責任)

第69条 冷蔵庫の使用又は保管物品について生じた損害に対して、施設又は

(電話等の費用)

第58条 次の建物又は設備の電話、電灯、電力、水道等の費用はその使用者の負担とする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

(冷蔵庫の保管物品)

第59条 冷蔵庫で保管する物品（以下「保管物品」という。）は、市場の取扱物品とする。ただし、市長が認めたものはこの限りでない。

(保管物品の処分)

第67条 (略)

2 前項の場合においてはその処分を要した費用はこれを冷蔵庫の使用者の負担とする。

3 第1項の処分で得た金額があるとき、前項の費用はその金額からこれを控除する。

(賠償の責任)

第68条 前2条の命令又は処分によつて冷蔵庫の使用者が損害を受けた場合において、市長はその賠償の責めを負わない。

2 (略)

(保管の責任)

第69条 冷蔵庫の使用又は保管物品について生じた損害に関しては、施設、

設備に原因のあるものを除き、市長は賠償の責めを負わない。

(義務の代行)

第71条 (略)

2 前項の場合に要した費用は、使用者がこれを徴収する。

(入場の制限又は禁止)

第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場外への退去又は入場禁止を命ずることができる。

(1)から(5)まで (略)

(市場内の掲示事項)

第73条 市長は、次に掲げるときは、市場内の掲示板にその内容を掲示するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 条例第37条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその撤去を命じたとき。

(6) (略)

(7) 卸売業者又は関連事業者が休業したとき。

(8) 県条例又は県規則が改正されたとき。

(9)及び(10) (略)

設備に原因のあるものを除いて、市長は賠償の責めを負わない。

(義務の代行)

第71条 (略)

2 前項の場合に要した費用は使用者がこれを徴収する。

(入場の制限又は禁止)

第72条 市長は次の各号のいずれかに該当する者に対しては市場外に退去を命じ、又は入場禁止を命ずることができる。

(1)から(5)まで (略)

(市場内の掲示事項)

第73条 次に掲げる事項は、市場内の掲示板にこれを掲示する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 条例第37条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。

(6) (略)

(7) 卸売業者及び関連事業者が休業したとき。

(8) 県条例又は三重県卸売市場条例施行規則(昭和47年三重県規則第14号)が改正されたとき。

(9)及び(10) (略)

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

四日市市長

所在地
申請者 名 称
代表者 印

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第6条の規定により、四日市市食肉地方卸売市場における卸売の業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱品目
- 2 取扱実績
 - (1) 数量（トン）
 - (2) 金額（千円）
- 3 純資産額及び経常損益（千円）

第2号様式（第6条の2関係）

卸売業務休止（再開）届出書

年 月 日

四日市市長

	所在地	
届出者	名称	
	代表者	印

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第6条の4の規定により、四日市市食肉地方卸売市場における卸売業務の休止（再開）について、下記のとおり届け出ます。

記

1 休止（再開）の理由

2 休止予定期間（再開年月日）

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第6条の2関係）

卸売業者名称変更等届出書

年 月 日

四日市市長

	所在地	
届出者	名称	
	代表者	印

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第6条の4の規定により、名称又は主たる事務所
の所在地の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）変更前

（2）変更後

3 変更年月日

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

誓 約 書

四日市市食肉地方卸売市場の卸売業者として許可を受けました。

については、関係法規及び関係例規を遵守のうえ誠実に業務を遂行すること
はもちろん、万一これに違反し、又はその他指示に従わないときは、相当の
処分を受けても異議ありません。

上記誓約いたします。

年 月 日

卸売業者 所在地

名 称

代表者（氏名）
（署名）

印

四 日 市 市 長

第4号様式（第9条関係）

せり人届出書

年 月 日

四日市市長

所在地
届出者 名称
代表者 印

次の者をせり人と定めたので、四日市市食肉地方卸売市場業務条例第12条第2項の規定により届け出ます。

氏名	住所

添付書類

- 1 せり人の履歴書
- 2 三重県卸売市場条例施行規則第8条第2項に規定する資格を有することを誓約する書面

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第9条関係）

せり人取消届出書

年 月 日

四日市市長

所在地
届出者 名称
代表者 印

次の者にせりを行わせなくなったので、四日市市食肉地方卸売市場業務条例第12条第4項の規定により届け出ます。

氏名	住所	せりを行わせなくなった理由

第6号様式の2から第6号様式の5までを次のように改める。

第6号様式の2（第15条関係）

農水 第 号
年 月 日

様

四日市市長

買受人不承認通知書

年 月 日付けで提出がありました四日市市食肉地方卸売市場における買受人承認申請については、承認しないことと決定しましたので通知します。

1 承認しない理由

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第13条第3項の規定に該当すると判断したため。

第6号様式の3（第15条関係）

買受人承認証（変更）

住所
氏名

承認番号 第 号

上記の者は、四日市市食肉地方卸売市場において買受人として参加
することを承認します。

農水 第 号
年 月 日

四日市市長 印

特記事項（書替交付）

年 月 日付で、買受人名称変更等届出書受理により
を変更。

第6号様式の4（第15条の2関係）

買受人業務廃止届出書

年 月 日

四日市市長

買受人番号

住 所

氏 名

印

四日市市食肉地方卸売市場における買受人としての業務を廃止しますので、
四日市市食肉地方卸売市場業務条例第15条の規定により届け出ます。

記

1 買受人としての業務廃止日

2 廃止理由

第6号様式の5（第15条の2関係）

買受人名称変更等届出書

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

四日市市食肉地方卸売市場業務条例第15条の規定により、買受人の承認を受けた四日市市食肉地方卸売市場における買受人名称等の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）変更前

（2）変更後

3 変更年月日

第6号様式の6を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(商工農水部農水振興課)